

諮問庁：豊橋市教育委員会

諮問日：令和８年７月15日（諮問第146号）

答申日：令和８年10月15日（答申第122号）

事件名：「いじめ重大事態の発生に関する報告について」の一部公開決定及び一部
開示決定に関する件

答 申 書

第１ 審査会の結論

- 1 豊橋市教育委員会（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、７豊教学第1611号で行った、「いじめ重大事態の発生に関する報告について」（以下「報告書」という。）の一部公開決定は、妥当である。
- 2 処分庁が、７豊教学第1612号－１で行った、報告書の一部開示決定は、不開示とした部分を開示すべきである。
- 3 処分庁が、７豊教学第1612号－２で行った、報告書の一部開示決定は、「第
6 審査会の判断の理由」で不開示とすることが妥当と判断した箇所を不開示としたことは妥当であるが、それ以外の部分は開示すべきである。

第２ 事案の概要

- 1 審査請求人兼審査請求人法定代理人（以下「審査請求人」という。また、審査請求人が法定代理人として代理する本人を、「子」という。）は、令和８年３月２日付け公文書公開請求書で、公文書の公開請求を行った。また、同日付けの２通の保有個人情報開示請求書で、保有個人情報の開示請求を行った（以下、審査請求人が子を代理して行った請求を「保有個人情報開示請求①」といい、審査請求人が本人として行った請求を「保有個人情報開示請求②」という。）。

- 2 公文書公開請求書の「公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄並びに保有個人情報開示請求①及び②に係る保有個人情報開示請求書の「開示を請求する保有個人情報」欄には、別紙1のとおり記載されている。
- 3 処分庁は、令和8年3月16日付け公文書一部公開決定通知書で、公文書公開請求に対し、公文書一部公開決定を行った（以下「原処分①」という。）。また、同日付け保有個人情報一部開示決定通知書（7豊教育学第1612-2号）で、保有個人情報開示請求①に対し、保有個人情報一部開示決定を行った（以下「原処分②」という。）。そして、同日付け保有個人情報一部開示決定通知書（7豊教育学第1612-1号）で、保有個人情報開示請求②に対し、保有個人情報一部開示決定を行った（以下「原処分③」という。）。
- 4 原処分①の「公文書の件名」、「公開しないこととした部分」及び「公開しないこととした理由」並びに原処分②及び③の「保有個人情報が記録されている公文書の件名」、「開示しないこととした部分」及び「開示しないこととした理由」については、おおむね別紙2のとおり記載されている。
- 5 審査請求人は、原処分①及び③を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。また、審査請求人は、原処分②に不服がある子を代理して、審査庁に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が令和8年4月27日付けで審査庁に提出した審査請求書、令和8年7月6日付けで提出した「反論書及び証拠書類の提出について」と題する文書、同日付けで提出した原処分①、②及び③に対する各反論書、令和8年9月1日に開催した口頭による意見陳述における意見、口頭による意見陳述の際に提出した資料及び令和8年9月16日に提出した補足資料の内容によると、審査請求の趣旨及び審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

処分庁は、原処分①を行った。しかし、非公開とされた部分は、豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項第1号又は第7号に該当しない。処分庁は、原処分②及び③を行った。しかし、不開示とされた部分は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第2号又は第7号に該当しない。

公開又は開示されたもの以外にも、対象となる文書が存在するはずであり、対象文書の特定に誤りがある。よって、原処分を取り消し、改めて公開又は開示を行うべきである。

2 審査請求の理由

(1) 原処分①について

ア 処分庁は、非公開とした部分が条例第6条第1項第1号に該当する旨を主張する。しかし、審査請求人は、個人情報等が含まれる部分は開示の必要がない旨を請求時に述べた。処分庁は、そのような部分を分離して開示しようとはせず、特定の個人を識別することができる情報には該当しない学校の概要等の外形的な事項等についても、一律に非公開としており、違法である。

イ 処分庁は、非公開とした部分が条例第6条第1項第7号に該当する旨を主張する。しかし、送信日時、宛先、修正前後のデータの保有の有無等、手続的な事項に関する情報についても、一律に非公開としており、違法である。

(2) 原処分②及び③について

ア 処分庁は、不開示とした部分が審査請求人又は子の個人情報ではない旨を主張する。しかし、氏名等の本人識別情報に限らず、審査請求人又は子に関する事実、判断、評価等の記載も、審査請求人又は子の個人情報に該当する。報告書の項目の名称から、報告書には審査請求人又は子に関する

これらの情報が記載されているはずである。また、処分庁は、愛知県教育委員会や文部科学省との相談記録、照会内容等の文書を取得しているはずであり、その文書には、審査請求人による申立内容やそれに対する評価等、子の状況や事案に関する学校や教育委員会の評価が記載されているはずであるから、審査請求人又は子の個人情報に該当するはずである。したがって、処分庁の判断は、違法である。

イ 処分庁は、不開示とした部分が法第78条第1項第2号に該当する旨を主張する。しかし、行政機関は、開示請求者以外の個人には該当しないので、学校や教育委員会がどのような説明を行い、どのような調査や聞き取りを行ったか等、事務処理や教員の職務に関する情報は、同号には該当しない。したがって、これらの情報を不開示とした処分庁の判断は、違法である。

ウ 処分庁は、不開示とした部分が法第78条第1項第7号に該当する旨を主張する。しかし、事務事業の適正な遂行に支障を生じるおそれとは、抽象的なおそれでは足りない。不開示部分には、同号に該当しない部分も含まれるはずであるから、それらの情報を不開示とした処分庁の判断は、違法である。

(3) 対象文書の特定について

ア 審査請求人が公開又は開示を求める文書は、報告書に限らず、電子メールや添付文書等も含むものである。審査請求人が愛知県教育委員会や東三河教育事務所に対して公文書公開請求や保有個人情報開示請求を行ったところ、市教委との間で、いじめ重大事態の発生報告や報告書の確認依頼が行われていたことを確認した。

イ 添付された報告書と公開の対象となった報告書では、事案整理番号の末尾1桁が異なるものであった。処分庁は、公開された報告書以外には、対象文書は存在しないと主張するが、電子メールや他の報告書等対象文書とすべき文書は他にも存在するはずであるから、再捜索を行う等して存否を

改めて確認すべきである。

第4 処分庁の説明の要旨

1 非公開理由該当性及び対象文書の特定について

- (1) 原処分①においては、報告書の「(2) 児童生徒に関する情報」「(3) 学校の概要」「(4) いじめ重大事態の概要・経緯など」「(5) 当該児童生徒・保護者に関すること」「(6) 学校や学校の設置者等における重大事態の対応について」「(7) 特に相談したい事項」(以下、それぞれ「項目(2)」等という。)の非公開部分は、個人に関する情報であって、公表されている情報やいじめ重大事態の内容と照合することで特定の個人を識別することができるものであることから、条例第6条第1項第1号に該当するため、非公開とした。

また、項目(5)、項目(6)及び項目(7)の非公開部分は、いじめ重大事態の発生に際して、学校が関係各所と相談や協議を行った内容であり、公開されると、学校が相談や報告を躊躇し、いじめ重大事態に迅速な対応ができなくなるなどの影響が生じるおそれがあるため、市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第1項第7号に該当するため、非公開とした。

- (2) 原処分②又は③においては、項目(2)から項目(7)までの不開示部分は、各々の開示請求者以外の者の個人情報であり、開示請求者の個人情報ではないから、開示の対象外であるとして、不開示とした。

仮に開示の対象であるとしても、項目(2)から項目(4)までについては、開示請求者以外の個人に関する情報であって当該個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号に該当するため、不開示とした。

また、項目(4)から項目(7)までの不開示部分は、いじめ重大事態の発生に際して、学校が関係各所と相談や協議を行った内容であり、公開され

ると、学校が相談や報告を躊躇し、いじめ重大事態に迅速な対応ができなくなるなどの影響が生じるおそれがあるため、市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第78条第1項第7号に該当するため、不開示とした。

したがって、原処分①の非公開部分は条例第6条第1項第1号又は第7号に該当する。また、原処分②及び③の不開示部分は、開示請求者の個人情報に該当しないか、又は該当するとしても、法第78条第1項第2号又は第7号に該当する。

- (3) 審査請求人は、公開又は開示の対象となった報告書以外にも、メール等の対象文書が他にも存在する旨を主張する。市教委の職員が県教委の職員とやり取りを行った際のメールや添付資料は削除済みであり、当該職員の異動によりアカウントも既に存在しない。職員への聞き取りの上、ファイルサーバ内等も搜索したが、報告書以外に対象となる文書は発見しなかった。

2 結論

以上のとおり、対象文書の特定に誤りはなく、原処分①、②及び③において非公開又は不開示とした部分は、開示請求者個人情報に該当しないか、条例第6条第1項第1号若しくは第7号又は法第78条第1項第2号若しくは第7号に該当するため、原処分は適法に行われた。

したがって、原処分を維持することが妥当である。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| ① | 令和8年7月15日 | 諮問書の受付 |
| ② | 同日 | 審査庁から諮問書の添付文書を収受 |
| ③ | 令和8年9月1日 | 口頭による意見陳述 |
| ④ | 同日 | 審議 |

第6 審査会の判断の理由

- 1 条例第6条第1項第1号及び第7号並びに法第78条第1項第2号及び第7号の解釈について
 - (1) 条例第6条第1項第1号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第3項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を、同号アからエまでに該当する場合を除き、非公開とするものとしている。
 - (2) 条例第6条第1項第7号は、市の機関等が行う事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている場合は非公開とすべきであるという趣旨の規定である。しかし、条例の公文書の原則公開の理念に基づけば、非公開とされるものはできる限り限定的にとらえる必要があるから、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、実施機関に広範な裁量を与える趣旨ではないと解され、事務又は事業に関する情報を公開することによって生じる利益と支障とを利益衡量し、公開することによって生じる利益を考慮してもなお看過し得ない程度の支障が生じることが実質的、具体的にみて相当の蓋然性をもって予測される場合をいうと解される。
 - (3) 法第78条第1項第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別すること

ができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を、同号イからハまでに該当する場合を除き、不開示とするものとしている。

- (4) 法第78条第1項第7号は、地方公共団体が行う事務又は事業の性質上、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている場合は不開示とすべきであるという趣旨の規定である。しかし、法の保有個人情報原則開示の理念に基づけば、不開示とされるものはできる限り限定的にとらえる必要があるから、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、実施機関に広範な裁量を与える趣旨ではないと解され、事務又は事業に関する情報を公開することによって生じる利益と支障とを利益衡量し、公開することによって生じる利益を考慮してもなお看過し得ない程度の支障が生じることが実質的、具体的にみて相当の蓋然性をもって予測される場合をいうと解される。

2 条例第6条第1項第1号及び第7号並びに法第78条第1項第2号及び第7号の該当性について

(1) 原処分①について

ア 処分庁は、項目（2）から項目（7）までを非公開とする。項目（2）及び項目（3）は、報告の対象となった児童が所属する学校名、学年、学校の児童数、学級数、教職員数等の情報が記載される欄である。これらの欄は、報告の対象となったいじめ重大事態が、どこの学校の、どの学年で発生したかが記載される箇所であり、公開されると、報告の対象となった児童を特定することができる。

項目（4）から項目（7）までは、いじめ重大事態の概要、対象児童生

徒の様子、保護者の意向、学校の対応や、教育委員会が文部科学省に相談したい事項が記載される欄である。これらの欄は、いじめと考えられる行為の態様、対象となった生徒や保護者の様子、市教委の対応等が具体的に記載される箇所であり、公開されると、報告の対象となった児童や保護者を特定することができる情報であり、又は特定することができない場合でも、いじめ重大事態を申立てた生徒や保護者にとっては、通常、公開されることを望まない、プライバシー性の高い情報が記載される箇所である。

イ したがって、いずれの欄も条例第6条第1項第1号に該当するから、項目（2）から項目（7）までの記載を非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

(2) 原処分②について

ア 処分庁は、子の個人情報ではないことを理由に、項目（4）の一部及び項目（5）から項目（7）までを、不開示とする。しかし、報告書には、子が審査請求人を通じていじめ重大事態の申立てを行ったことに関する事項が記載されており、報告書には、子の個人情報と審査請求人の個人情報が混在している。そのため、報告書全体として、子又は審査請求人に関する保有個人情報に該当すると考えられる。そのため、開示請求者以外の第三者に関する情報であることを理由に不開示とすることができるのは、法第78条第1項第2号に該当する場合に限ると解すべきである。

イ 処分庁は、項目（4）の一部を不開示とする。しかし、不開示とした部分のうち、4行目から9行目までの部分には、審査請求人が子から聞き取ったいじめ重大事態に関する内容が記載されている。これは、保有個人情報開示請求①の開示請求者である子自身の発言であって、子以外の第三者に関する情報ではない。

また、不開示とした部分のうち、10行目から14行目までの部分には、申出を受けた学校の対応状況が記載されている。これは、一般的な内容であ

って、他機関との協議に関する内容でもないため、公開したとしても、市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられない。したがって、いずれも法第78条第1項第2号又は第7号に該当するとはいえないため、項目（4）は、公開すべきである。

ウ 処分庁は、項目（5）を不開示とする。不開示とした部分のうち、1行目から3行目までの部分には、子の様子が記載されており、これは、保有個人情報開示請求①の開示請求者である子自身の情報であって、子以外の第三者に関する情報ではない。また、一般的な内容であって、他機関との協議に関する内容でもないため、公開したとしても、市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられない。したがって、いずれも法第78条第1項第2号又は第7号に該当するとはいえないため、項目（5）の不開示とした部分のうち、1行目から3行目までの部分は、公開すべきである。

一方、不開示とした部分のうち、4行目から7行目までの部分には、保護者と学校や市教委とのやり取りが記載されている。これは、保有個人情報開示請求①の開示請求者である子以外の第三者である審査請求人に関する情報である。したがって、法第78条第1項第2号に該当するから、項目（5）の不開示とした部分のうち、4行目から7行目までの部分を不開示とした処分庁の判断は、妥当である。

エ 処分庁は、項目（6）を不開示とする。項目（6）は、学校や学校設置者による重大事態への対応について記載する欄である。記載内容によっては、いじめ重大事態の対象児童生徒が特定されたり、特定されないとしてもプライバシー等の権利利益の侵害に繋がったり、学校や市教委が重大事態の発生に関する率直な報告を躊躇することで、報告書の記載内容が形骸化する等して、重大事態の把握や情報の共有が困難になる等、市や関係機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあったりすることは、否定

できない。

しかし、本審査会が報告書を確認したところ、本件における項目（６）の記載については、これらのおそれがあるとはいえないと判断した。したがって、法第78条第1項第2号又は第7号に該当するとはいえないため、項目（６）は、公開すべきである。

オ 処分庁は、項目（７）を不開示とする。不開示とした部分のうち、1行目及び2行目の部分は、本件いじめ重大事態の概要を踏まえた、報告書作成方法に関する質問内容であり、保有個人情報開示請求①の開示請求者である子以外の第三者に関する情報ではない上に、一般的な内容であって、他機関との協議に関する内容でもないため、公開したとしても、市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられない。したがって、法第78条第1項第2号又は第7号に該当するとはいえないため、項目（７）の不開示とした部分のうち、1行目及び2行目の部分は、公開すべきである。

一方で、不開示とした部分のうち、3行目以降は、保護者による調査に関する要望が主に記載されており、これらは、保有個人情報開示請求①の開示請求者である子以外の第三者である審査請求人に関する情報である。したがって、法第78条第1項第2号に該当するから、項目（７）の不開示とした部分のうち、3行目以降を不開示とした処分庁の判断は、妥当である。

(3) 原処分③について

ア 処分庁は、審査請求人の個人情報ではないことを理由に、項目（２）、項目（３）、項目（４）の一部及び項目（５）から項目（７）までを、不開示とする。しかし、報告書は、全体として、子又は審査請求人に関する保有個人情報に該当し、開示請求者以外の第三者に関する情報であることを理由に不開示とすることができるのは、法第78条第1項第2号に該当する場

合に限ると解すべきであることは、先述のとおりである。

イ 処分庁は、項目（２）及び項目（３）を不開示とする。これらは、いじめ重大事態の対象児童生徒に関する情報であり、当該児童生徒を特定することができるから、法第78条第1項第2号に該当する。しかし、本件では、対象児童生徒である子が、法定代理人である審査請求人を通じていじめ重大事態の申出を行ったとのことである。そのような事情の下では、審査請求人は、対象児童生徒に関するこれらの情報を、慣行として知ることができるといえる。したがって、法第78条第1項第2号イに該当するから、項目（２）及び項目（３）は、開示すべきである。

ウ 処分庁は、項目（４）の一部を不開示とする。不開示とした部分のうち、1行目から4行目までの部分には、対象児童生徒の状況が記載されており、当該部分は、保有個人情報開示請求②の請求者である審査請求人以外の第三者である子の個人情報に該当する。しかし、上記の事情の下では、審査請求人は、対象児童生徒に関するこれらの情報を、慣行として知ることができるといえる。したがって、法第78条第1項第2号イに該当するから、1行目から4行目までの部分は、公開すべきである。

不開示とした部分のうち、10行目から14行目までの部分には、子の発言も含まれているが、先述のとおり、審査請求人は、この情報を、慣行として知ることができるといえるので、法第78条第1項第2号イに該当する。また、申出を受けた学校の対応状況も記載されているが、一般的な内容であって、他機関との協議に関する内容でもないため、公開したとしても、市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられない。したがって、法第78条第1項第2号イに該当し、同項第7号には該当しないから、項目（４）の不開示とした部分のうち、10行目から14行目までの部分は、公開すべきである。

エ 処分庁は、項目（５）を不開示とする。不開示とした部分のうち、1行

目から3行目までの部分には、対象児童生徒の状況が記載されている。これは、保有個人情報開示請求②の請求者である審査請求人以外の第三者である子に関する情報である。しかし、先述のとおり、審査請求人は、この情報を、慣行として知ることができるといえるので、法第78条第1項第2号イに該当する。一方、不開示とした部分のうち、4行目から7行目までの部分には、保護者と学校や市教委とのやり取りが記載されている。これは、保有個人情報開示請求②の開示請求者である審査請求人に関する情報であって、開示請求者以外の第三者の個人情報ではない。そして、これらの情報は、一般的な内容であって、他機関との協議に関する内容でもないため、公開したとしても、市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられない。したがって、項目（5）は、法第78条第1項第2号イに該当し、同項第7号には該当しないことから、公開すべきである。

オ 処分庁は、項目（6）を不開示とする。しかし、原処分②における項目（6）に関する記載と同様の理由で、当該部分は、公開すべきである。

カ 処分庁は、項目（7）を不開示とする。不開示とした部分のうち、1行目及び2行目は、本件いじめ重大事態の概要を踏まえた、報告書作成方法に関する質問内容であり、保有個人情報開示請求②の開示請求者である審査請求人以外の第三者に関する情報ではない上に、一般的な内容であって、他機関との協議に関する内容でもないため、公開したとしても、市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられない。

また、不開示とした部分のうち、3行目以降は、保護者による調査に関する要望が主に記載されている。これらは、保有個人情報開示請求②の開示請求者である審査請求人に関する情報である。

したがって、いずれも、法第78条第1項第2号又は第7号に該当しないから、当該部分は、項目（7）は、開示すべきである。

3 対象文書の特定について

- (1) 審査請求人は、下1桁の番号が異なる報告書が存在すること、県から開示されたメールや添付文書が存在すること等から、他に対象文書が存在する可能性があるとして主張する。
- (2) これに対し、処分庁は、東三河教育事務所の職員とやり取りしたメール等や添付文書は削除済みであること、担当職員の異動に伴い当該職員のアカウントが既に存在しないためこれ以上検索することができないこと、番号欄の番号は市教委ではなく県教委が付すものであるため、番号欄が空欄である報告書を東三河教育事務所に送付したところ、教育事務所から番号が付番された報告書が返送されたが、付番に誤りがあったことから差替えの依頼があり、差替え前の報告書は削除したこと、ファイルサーバ等を検索してもメール等の文書は見当たらなかったことから、報告書以外の対象文書は、不存在であると説明する。
- (3) 事務的なやり取りのメールや、報告書作成過程の案については、完成した報告書そのものではないため、用が済んだ時点で削除することも不自然であるとはいえない。したがって、市教委の職員が県教委の職員とやり取りを行った際のメールや添付資料は削除済みである等の説明も、不自然であるとはいえない。また、審査請求人は、下1桁の番号が異なる報告書が存在することを、報告書以外にも対象文書が存在する根拠として主張するが、それは、県教委が付番を誤った差替え前のものであり、番号以外の記載内容は報告書と同一とのことである。このような事情の下では、下1桁の番号が異なる報告書が存在することから、報告書以外の対象文書が存在するということとはできない。
- (4) 保有個人情報とは、行政機関等の職員が職務上作成又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして当該行政機関が保有するものであり、地方公共団体に関しては、当該地方公共団体が保

有する行政文書等に記録されているものに限るとされる（法第60条第1項）。そのため、削除する等して地方公共団体が既に保有していない保有個人情報の開示の対象外であり、法はログの確認や復元まで求めるものではないから、処分庁がログの確認等を行わなかったとしても、不存在決定が不適法ということにはならない。

- (5) 他に、特定の対象文書が存在することを伺わせる事情は、具体的には主張立証されていない。したがって、本件において、処分庁による対象文書の特定に誤りがあるとまでは、いえない。

4 結論

以上のことから、原処分については、対象文書の特定に誤りがあるとまでは認められず、原処分①については、非公開とした処分庁の判断は妥当であり、原処分②及び③については、本文で指摘した部分について、処分を取り消し、開示すべきであると判断した。

5 付記

理由を具体的に記載することができない場合等を除いては、可能な範囲で対象文書が存在しない理由を記載することが望ましい。

(第2部会)

委員（会長職務代理） 赤本 優

委員 菅生 剛弘

委員 河北 洋介

(別紙１) 公文書公開請求書における「公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の内容及び保有個人情報開示請求書における「開示を請求する保有個人情報」の内容

公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
令和８年１月９日から令和８年３月１日までの間に、豊橋市教育委員会が愛知県教育委員会及び文部科学省（県教育委員会経由・直接送付のいずれも含む。）に対して「報告した」「相談した」とされる、次の各件に関して作成又は取得した公文書一式（文書〔紙媒体〕及び電磁的記録〔電子メール本文、電子データ等〕。別紙・参考資料・添付ファイル等の添付資料を含む。） - いじめ重大事態の「発生」に関する報告 - いじめ重大事態の「調査開始」に関する報告 - 上記１・２に関連して県教委・文科省へ行った相談及び回答（相談・回答のメール、文書回答、打合せ記録、復命書、記録、メモ等のうち、組織として用いたものを含む。） - 上記１～３の送受信・提出の事実（宛先、送信日時、件名、本文、添付ファイル名等）及び内容が確認できる資料（送信済メール、送信状控え、提出記録、受付記録、添付ファイル名一覧等） ※第三者の個人情報等が含まれる部分は黒塗り（部分開示）で差し支えないので、可能な限り部分開示を求める。 ※対象公文書が存在しない場合は、不存在の決定を求める。

開示を請求する保有個人情報（保有個人情報開示請求①）
豊橋市教育委員会が作成又は取得し、愛知県教育委員会及び文部科学省（県教育委員会経由・直接送付のいずれも含む。）に提出・送付又は相談（照会・助言依頼等）した、〇〇〇〇に関する保有個人情報を含む文書（紙媒体）及び

電磁的記録（電子メール本文、電子データ等）並びに添付資料（別紙、参考資料、添付ファイル等、紙媒体・電磁的記録を含む。）一式。

- 1 いじめ重大事態の「発生」に関する報告
- 2 いじめ重大事態の「調査開始」に関する報告
- 3 上記１・２に関連して県教委・文科省へ行った相談及び回答（相談・回答のメール、文書回答、打合せ記録、復命書、記録、メモ等のうち、組織として用いたものを含む。）
- 4 上記１～３の送受信・提出の事実（宛先、送信日時、件名、本文、添付ファイル名等）及び内容が確認できる資料（送信済メール、送信状控え、提出記録、受付記録、添付ファイル名一覧等）

※第三者の個人情報等が含まれる部分は黒塗り（部分開示）で差し支えないので、可能な限り部分開示を求める。

※対象公文書が存在しない場合は、不存在の決定を求める。

（注）〇〇〇〇には、子の氏名が記載されている。

開示を請求する保有個人情報（保有個人情報開示請求②）

豊橋市教育委員会が作成又は取得し、愛知県教育委員会及び文部科学省（県教育委員会経由・直接送付のいずれも含む。）に提出・送付又は相談（照会・助言依頼等）した、〇〇〇〇に関する保有個人情報を含む文書（紙媒体）及び電磁的記録（電子メール本文、電子データ等）並びに添付資料（別紙、参考資料、添付ファイル等、紙媒体・電磁的記録を含む。）一式。

- 1 いじめ重大事態の「発生」に関する報告
- 2 いじめ重大事態の「調査開始」に関する報告
- 3 上記１・２に関連して県教委・文科省へ行った相談及び回答（相談・回答のメール、文書回答、打合せ記録、復命書、記録、メモ等のうち、組織として用いたものを含む。）

4 上記 1 ～ 3 の送受信・提出の事実（宛先、送信日時、件名、本文、添付ファイル名等）及び内容が確認できる資料（送信済メール、送信状控え、提出記録、受付記録、添付ファイル名一覧等）

※第三者の個人情報等が含まれる部分は黒塗り（部分開示）で差し支えないので、可能な限り部分開示を求める。

※対象公文書が存在しない場合は、不存在の決定を求める。

（注）〇〇〇〇には、審査請求人の氏名が記載されている。

(別紙 2) 公文書一部公開決定通知書及び保有個人情報一部開示決定通知書の記載事項

原処分①の決定通知書に記載された「公文書の件名」、「公開しないこととした部分」及び「公開しないこととした理由」			
件名	非公開情報	非公開の理由	
1 いじめ重大事態の「発生」に関する報告	児童生徒に関する情報（重大事態発生時）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものにあたるため	豊橋市情報公開条例第 6 条第 1 項第 1 号
1 いじめ重大事態の「発生」に関する報告	※所属する学校・学年が重大事態発生時と異なる場合（現在）		
1 いじめ重大事態の「発生」に関する報告	(3) 学校の概要（重大事態発生時）		
1 いじめ重大事態の「発生」に関する報告	(4) いじめ重大事態の概要・経緯など		
1 いじめ重大事態の「発生」に関する報告	(5) 当該児童生徒・保護者に関すること（学校生活、家庭環境、健康状況、重大事態発生時から月日が経っている場合は現在の状況など）		

1 いじめ重大事態の「発生」に関する報告	(6) 学校や学校の設置者等における重大事態の対応について		
1 いじめ重大事態の「発生」に関する報告	(7) 特に相談した事項について(文部科学省に相談したい事項があれば記載)		

原処分②の決定通知書に記載された「保有個人情報記録されている公文書の件名」、「開示しないこととした部分」及び「開示しないこととした理由」	
「保有個人情報記録されている公文書の件名」	
豊橋市教育委員会が愛知県教育委員会および文部科学省（県教育委員会経由・直接送付のいずれも含む。）に対して提出・送付又は相談（照会・助言依頼等）した、〇〇〇〇に関する保有個人情報を含む文書（紙媒体）及び電磁的記録（電子メール本文、電子データ等）並びに添付資料（別紙、参考資料、添付ファイル等、紙媒体・電磁的記録を含む。）一式。 1 いじめ重大事態の「発生」に関する報告 2 いじめ重大事態の「調査開始」に関する報告 3 上記１・２に関連して県教委・文科省へ行った相談及び回答（相談・回答メール、文書回答、打ち合わせ記録、復命書、記録、メモ等のうち、組織として用いたものを含む。） 4 上記１～３の送受信・提出の事実（宛先、送信日時、件名、本文、添付ファイル名等）及び内容が確認できる資料（送信済みメール、送信状控え、提出記録、受付記録、添付ファイル名一覧等）	
「開示しないこととした部分」	「開示しないこととした理由」
「〇〇〇〇」に関する部分以外	「〇〇〇〇」本人の個人情報にはあたらないため

（注）〇〇〇〇には、子の氏名が記載されている。

原処分③の決定通知書に記載された「保有個人情報記録されている公文書の件名」、「開示しないこととした部分」及び「開示しないこととした理由」	
「保有個人情報記録されている公文書の件名」	
豊橋市教育委員会が愛知県教育委員会および文部科学省（県教育委員会経由・直接送付のいずれも含む。）に対して提出・送付又は相談（照会・助言依頼等）した、〇〇〇〇に関する保有個人情報を含む文書（紙媒体）及び電磁的記録（電子メール本文、電子データ等）並びに添付資料（別紙、参考資料、添付ファイル等、紙媒体・電磁的記録を含む。）一式。 1 いじめ重大事態の「発生」に関する報告 2 いじめ重大事態の「調査開始」に関する報告 3 上記１・２に関連して県教委・文科省へ行った相談及び回答（相談・回答メール、文書回答、打ち合わせ記録、復命書、記録、メモ等のうち、組織として用いたものを含む。） 4 上記１～３の送受信・提出の事実（宛先、送信日時、件名、本文、添付ファイル名等）及び内容が確認できる資料（送信済みメール、送信状控え、提出記録、受付記録、添付ファイル名一覧等）	
「開示しないこととした部分」	「開示しないこととした理由」
「〇〇〇〇」に関する事以外部分	「〇〇〇〇」本人の個人情報にはあたらないため

（注）〇〇〇〇には、審査請求人の氏名が記載されている。